平成３０年（フ）第６７号
愛知県一宮市奥町字神田25番地３
債務者　長屋佐衣子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第３号
兵庫県丹波市氷上町石生77番地　サンコーポラス２―404号
債務者　室谷　啓子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成３０年（フ）第８号
兵庫県丹波市市島町与戸113番地139
債務者　猪岡　慎平
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成３０年（フ）第７１号
香川県高松市小村町247番地38
債務者　宮井　輝男
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３７１号
高知市幸町６番７号
債務者　藤尾　康行
1　決定年月日時　平成30年４月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３７３号
高知市丸ノ内１丁目５番17号　田島ビル３階
債務者　生駒　佳奈
1　決定年月日時　平成30年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第５０号
高知市薊野南町16―35、住民票上の住所高知市新本町２丁目13番４－３号
債務者　山崎　道代
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第５２号
高知市長浜1283番地１　ウィルモアイースト107
債務者　秋友　眞也
1　決定年月日時　平成30年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第６７号
高知市針木本町15番41―１号
債務者　吉良　保子
1　決定年月日時　平成30年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１４８号
熊本市北区植木町木留30番地１　プレミールカーサ　101
債務者　立山　沙織
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１３号
北海道美唄市東４条北６丁目３番１―305号
債務者　元岡　賢治
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成３０年（フ）第７９号
盛岡市上堂１丁目15番27号　コーポグリーン201号
債務者　高橋　愛生
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第８２号
盛岡市境田町９番83号　カオリーモ境田Ｂ101号
債務者　鷹木　哲也
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第２５号
群馬県邑楽郡大泉町朝日２丁目17番１―0107号　株式会社ＳＵＢＡＲＵ大泉寮
債務者　熊野　亮太（旧姓小坂）
1　決定年月日時　平成30年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第１７０号
京都市山科区竹鼻木ノ本町20番地１　シティパル　101
債務者　富田　昌美（旧姓花満）
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２２０号
京都府向日市上植野町野上山25番地の７　高富荘　102号
債務者　杉村　正志
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２４４号
京都市伏見区石田大受町50番地　市営住宅石田大受団地６―501
債務者　髙松　清見
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係